

1970年代以降の死刑廃止の思想と運動

和田 悠（立教大学文学部教育学科）

はじめに

1、課題の設定にあたって

① 「暗い」時代を生きる思想 松下竜一「暗闇の思想」

「おそらく、本来の、地域の公害反対運動というのは、そういう思想性まで打ち出して闘うべきではない、と言いますか、そこまで行くと、もう敗けます。もっと具体的に「こんな怖いことなんですよ。こんな公害があるんですよ」ということで訴えるというのが一番強いわけですね。

ところが、我々のところではそんな段階ではなかった。そういうことでは訴えようがなかった。だから、もう思い切って少数者の理念を前面に出して、孤立した運動をするしかありませんでした。それが「暗闇の思想」でした。つまり公害問題だけではなしに、もうこれ以上エネルギーを濫費するような生活は許されないのではないか、ということ訴えるしかなかったわけです」

(1991年)

→運動の思想性。「暗い」時代を切り拓く運動と思想とは何かという問題。

② 「いのち」や「生存」といった新しい視点の提起

「資本主義社会による管理や矛盾がふかまるなかで、人びとの存在を根幹のところから見通す新しい視点を得ようとする機運」(大門正克「生存」の歴史——その可能性と意義) 同ほか編『生存の東北誌』大月書店、2013年)

唯物論研究年報第17号(2012年)「〈いのち〉の危機と対峙する」

→「いのち」にかかわる市民運動である死刑廃止運動の思想と経験を検討する。

2、課題の設定

① 1980年代以降の死刑廃止運動の理論的基礎を提供することになった<永山則夫の裁判闘争の思想>を明らかにする。<永山裁判神話>(後述)が構築されている現在、この作業自体がひとつの政治性を帯びている。

② 1980年代から2000年代にかけての死刑廃止運動の軌跡を明らかにする。永山裁判闘争を引き継ぎつつ新しい展開。とはいえ、民衆的運動としての死刑廃止運動は2000年代に解体させられていく(内因と外因)。死刑廃止運動の「失敗」の意味を確認しておくことは、これから必要な「持続する闘い」のためのある示唆を与えてくれる。安田好弘フォーラム運動の問題性。

3、方法と分析対象の設定

① 武田和夫の運動経験と思想への着目

・1970年代から2000年代に死刑廃止運動にかかわってきた武田和夫の運動経験と思想をて

がかりにする。1948年に兵庫県に生まれ、灘中・灘校・東大法学部を中退し、山谷労働者解放運動に入り、1977年から82年まで永山裁判闘争にかかわる。

② 武田が刊行していたミニコミ誌と武田への聞き取りを素材に

・『沈黙の声』 1983年8月(準備号)～1991年9月1日(第38号)

発行：風人社(死刑とたたかう人民連絡会議(準))。「内容は決して平易ではなく、むしろ状況をより本質でとらえて問題を抽出することを主眼としてきました。そのことを評価してくださる人は、獄内外を問わず、確として存在しています。また、とりわけ死刑囚の仲間から「分かり易い」といわれることが、度々あります」(「死刑廃止運動団体の紹介」『死刑囚からあなたへⅡ』インパクト出版会、1990年)

・『ねっとわーく死刑廃止』第0号(1990年2月)～第54号(2000年11月)

発行：死刑廃止全国ネットワーク。

1. <永山裁判闘争の思想>とは何か

1、堀川恵子による堀川による永山裁判神話の構築

・『死刑の基準—『永山裁判』が遺したもの』(日本評論社、2009年)永山則夫『封印された鑑定記録』(岩波書店、2013年)。テレビディレクターとして「死刑囚永山則夫——獄中28年間の対話(2009年)」「永山則夫100時間の告白——封印された精神鑑定の真実(2013年)」*「法務大臣の苦悩——死刑執行の現場(2011年、NHK)」「殺す」側の良心を問題にした作品。「殺しながら考えよう」

・1990年代に「忘れられた思想家」であった永山が取り上げられるようになる。細見和之『永山則夫』(河出書房新社、2010年)。永山の「表現」に着目。

2、大谷恭子の永山裁判論の問題

・死刑廃止運動界における「モデルストーリー」であり、全体社会の支配的言説である「マスターナラティブ」と共振。 *永山裁判闘争の政治性の剥奪(武田)

・「家族の愛の薄い子」が伴侶を得ることで反省し、人間性を回復するという「物語」。情状酌量路線。→反省の有無が死刑執行と関係させることの問題性

・「和美さんとともに永山君に「生きよう」と説得した。彼の論理も主張もわかる。だけど、生きていてほしい。そのために今何をすべきかを考えよう」(大谷)

→永山和美と弁護団が「闘わないで」と永山を説得。それは武田と永山の「闘争路線」の放棄。「生なき思想をとるのか、思想なき生をとるのか」という、彼女と弁護団による不毛な選択肢が設定されてしまう。

・永山と和美の関係性を美化して語ることの問題性。死刑囚支援の難しさ。実際にその関係性はどうかであったのか? 愛という支配の問題

→情状酌量の物語によって永山裁判闘争の減刑判決の有している射程が見えにくくなる。永山が独学で切り拓いた「死刑廃止論」の本質 <原因—動機—結果>がみえにくくなる。

3、永山則夫の死刑廃止論の射程

「死刑廃止のための全弁護士選任を訴える！」アピール（1975年1月24日）

① 「自由意志」と「社会的責任論」の二律背反をこえた行為の責任論。

・〈動機—結果〉の次元を切り取ることで犯罪の本質がみえない。事件を産み出した社会的諸関係という〈原因〉を考える。

・「無知の涙」貧困→犯罪という短絡的な因果連関ではなく、「知る」という行為の主体性の契機。〈責任〉にこだわることで、〈原因—動機—結果〉の一連の行為を問題にする。

・裁判所という場で、私とあなたがこのように関係している社会のあり方を問う。狭義の死刑制度ではなく、〈国対加害者〉という対決軸の中で、国が加害者をいかに処罰するかが主題とされてきた「犯罪」の問題を〈被害者対加害者〉という本来の軸に戻し、加害者の悔悟反省と被害者の癒しを通じての「関係の回復」を社会がどう保障して真の解決に向かうのかというところから「死刑」を含む刑罰体系を捉えなおす。

・死刑囚の生き直しとともにあろうとする運動。武田と永山の共同戦線。

② 永山のファシズム論

・「ファシズムは、民衆に内在する差別の萌芽を増幅し、例外者を絶えず作りだすことによって「結集」をうながし、紙一重の大切な差を目をつぶって飛びこえることをうながすのだ。つまりは、民衆はファシストになることを強制されると同時に、自らファシストになる」（安田常雄「民衆のファシズム」同『暮らしの社会思想』勁草書房、1987年）

・永山の議論は、「草の根のファシズム」を射程に入れた議論。事件を社会関係に加担している自己の問題を提起。「安定した生活」＝黙って生活すること、「安楽への全体主義」（藤田省三）を批判し、共感と友愛をどう取り戻すのかという問題。

→「制度と社会に殺された」（大谷がつけたタイトルではないかもしれないが）という表現は、永山の責任（主体）、制度や社会に加担している市民社会に生きる「市民」の主体性への問いを回避する、反〈永山裁判闘争の思想〉。

4、第一次控訴審無期判決と第一次最高裁判決

…かような成育史を持つ被告人に対し、その犯した犯罪の責任を問うことは当然であるとしても、その全ての責任を被告人に帰せしめ、その声明をもって償わせることにより事足りるとすることは、被告人にとって酷に過ぎはしないだろうか。かような劣悪な環境にある被告人に対し、早い機会に援助の手を差し伸べることは、国家社会の義務であって、その福祉政策の貧困もその原因の一端というべく、（中略）、換言すれば、本件のごとき少年の犯行については、社会福祉の貧困も被告人とともにその責任を分かち合わなければならないと思われるのである（第一次控訴審無期判決より）。

…犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的得協、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各

般の情状を考察し、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも、一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される（永山基準）。→〈動機—結果〉に視野を限定する。そのことによる厳罰化。〈原因〉を行為にふくめない発想と論理。社会（変革）を問題にしないという問題性。

* 船田裁判長は東京地裁の所長。永山裁判闘争の経過を熟知。

Ⅱ．1980年代から2000年代にかけての死刑廃止運動

1、1980年～1990年 永山による「追放」から「ネットワーク」結成まで

① 前史

・1955年7月に正木亮（1892年～1971年）「刑罰と社会改良の会」設立。

・1956年 羽仁五郎、市川房江ら「死刑廃止法案」を参議院法務委員会に提出。

→知識人や法務省関係者中心の運動であった。提出理由「人の生命は尊貴なものであります。人の生命は畏敬されねばなりません。この普遍的基本原理の上に、自由と平和への愛が生まれ文化が形成されていくものと信じます」

② 減刑破棄・差し戻し判決まで（～83年）

・1979年5月「死刑制度撤廃に向けて」討論集会（救援連絡センター主催）

・1979年4月 死刑廃止の会、結成

・1980年4月 日本死刑囚会議＝麦の会、死刑廃止関西連絡センター（1987年からかたつむりの会）結成

・1983年5月 死刑をなくす女たちの会（死刑廃止請願署名）が結成

* 「無実の死刑囚」主体か「有実の死刑囚」への死刑反対を軸にするのか、（後者の場合に運動は市民に理解されるのか）などの様々な思考や議論が混在。永山裁判闘争に関しては、「永山氏だけを支援すればよいのか」という批判も。死刑廃止運動は実行犯の死刑囚支援が中心に（冤罪事件の支援は裁判闘争に比重がかかる）。

* この時期、中山千夏や永六輔などの文化人が死刑廃止運動に接近。1981年11月には「死刑はやめて！ 集会」開催。武田—永山で粉碎。有名人・文化人中心の運動。麦の会などの運動部分は脇に置かれる。集会の基調講演者である永六輔は「仮釈放なしの終身刑」論。市民社会に死刑廃止が支持されることを主眼においていた？ 有名性に依拠し、市民社会に妥協するような思想性なき運動こそ「永山-武田」が拒否。

③ 死刑廃止全国ネットワーク結成まで

・1984年から最高裁で死刑事件審理が開始。

・1986年から最高裁は「東アジア反日武装戦線」の確定判決にのりだすなかで、全国各地の企業爆破関連裁判支援者と死刑廃止運動が共闘。死刑廃止運動が全国化する契機となるとともに個別死刑囚支援の輪が広がる。

・1986年10月 「死刑廃止」「東アジア版—武装戦線への早期判決反対」の2つをかねて集会。伊藤ルイが基調講演。

*永六輔から伊藤ルイへ。運動の思想性と対抗性。大衆性。かたつむりの会（水田ふうが参加）による「寒中死刑大会」（1991年）、「かたつむり連続講座」（1992年6月～1993年4月）「死刑という問題を単に国家の制度としてのみとらえるのではなく、それを支え、むしろ望んでいるわたしたち民衆の側の問題として、その文化・歴史・教育・心理と様々な角度から考える」をうたい文句。野本三吉、鶴見俊輔、なだいなだ、内海愛子などが講師に。

・1988年から死刑廃止全国合宿が始まり、死刑廃止全国ネットワークが結成。

・1989年12月に国連総会で「死刑廃止条約」が可決。

・1990年5月 死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90が発足。

・1993年5月 刑法学会で死刑廃止アピールが提起、約100名署名へ。

*1989年11月～1993年3月まで この時期は、死刑執行が停止

2、1990年代の死刑廃止運動

① 死刑廃止全国ネットワークの展開と課題

・地域の死刑廃止運動をネットワークしていく具体的な運動の実践交流の場であり、新自由主義の時代のなかで社会変革と自己変革をともなう自己教育運動（空間）、社会を変える思想と運動という側面を有する。

i 再帰的な運動。「私にとっての死刑廃止運動」という問いが繰り返し運動のなかで問われる。「プロとアマ」という議論や入門講座など、新しい参加者への間口も作っていた。死刑廃止を自明視せずに問い直そうという姿勢。

ii 文化としての死刑廃止

「さらに死刑廃止運動としては、今回のシンポジウムのような企画と並行して、本来の死刑廃止のもつ多様性を追求していくことが大切だと思う。個別支援、出版、学習会、集会、街頭での行動、国会・法務省への働きかけなどあらゆる場、あらゆる機会をとらえて死刑廃止を訴え続けていくことである。文化の運動でもあり、多くの出会いの中で自分自身を変え、関係性を変えていく、そんな運動をめざしたい」（菊池さよ子「2・1死刑廃止フォーラム90 主催シンポジウム「死刑——存置と廃止の出会い報告」」40号、1997年）→ファシズムに抗する暮らしとは何かという問題。制度の問題に矮小化せずに、文化の問題として死刑廃止を考える。死刑のある社会を問うという問題を掘り下げていく。

iii 「被害者感情」の問題。

被害者遺族とともに死刑廃止を考える運動へと深化。さまざまな被害者遺族。マスメディアによる一方的な被害者像を問い返す議論が展開。

→「人を殺すのはよくない」という自明のモラルに寄りかかるのではなく、「人を殺した人をも生かす」運動、死刑廃止とは新しい「枠組み」のなかでともに生きること。そうであれば、被害者を抜きに考えることはできない。

② フォーラム90と安田好弘

i 死刑廃止は理屈ではない、個別死刑囚支援はしない、有名人・文化人主義

・「死刑廃止ができるという前提」での運動（安田好弘「死刑廃止に一步でも近づくために」『年報死刑廃止 2014』）と当時を振り返る。「私は昔から、理性的という言葉は嫌いで、特に丸山眞男さんなどは嫌いだったんです。私たちは理性ではなく、陥穽の中で生きて行くんだという、あほくさいスローガンに私も汚染されていました。…そういう私が、今では理性を取り戻せと言わざるをえないようになってしまっています」（「光市最高裁判決と弁護士バッシング報道」『年報死刑廃止 2006』）。フォーラム運動は当初はネットワークと隣接。ただし、上から地域のフォーラム運動をつくる中央集権的な組織論、「世論」への迎合。

③ 転機としての 93 年。

・1993 年に宮沢改造内閣で後藤田法相が死刑執行。その後の連立内閣でも執行は継続。「終身刑」導入路線を提起。「現実主義」。最終的に法律によって死刑廃止は可能になる。ポス交渉で主に公明党と「終身刑」を協議。2002 年に死刑廃止議連事務局は「死刑ありの終身刑」。そこで死刑廃止運動は混乱。（現在も安田は終身刑に期待をかける）。ネットワーク運動との接点のないところでの展開。

・「深さ」ということは、多様な言葉を用いて問題を複雑にすることでも、豊富な知識や運動技術の熟練を誇ることでもない。便宜的な運動スローガンの内容とも関係がない。人に対する想いの深さ、人と社会に対する洞察の深さ、共に新しく生きたいとの願いの深さ。それは私たちが「量的な囲い込み」ではなく、「存置か廃止か」よりもっと深いところで、人と真に「出会う」ことのなかで培われていくものなのだろう（武田和夫「深さ」が「広さ」をつくる」（『ねっとわーく死刑廃止』45 号、1998 年 3 月）と批評している。

・終身刑論争を契機にフォーラム運動はネットワーク運動から離反。第 13 回大会で武田は死刑廃止全国合宿から排除。

結論

・1980 年代以降の死刑廃止運動：全ての人とともに生きる社会。ファシズムに抗する暮らしを問う運動。社会のトータルを変える運動として展開する必然性。

・一方で露骨な権力による死刑執行。運動内部に諦めと焦り。他方でフォーラム運動による終身刑路線、ネットワークへの非協力的対応。死刑廃止運動が内部からの瓦解・混乱。もう一つの社会をつくる運動から、死刑廃止を国会で実現するための世論づくりが課題へ。

・武田が死刑廃止運動界から離れる 2000 年。踵を接して反貧困運動が展開。死刑廃止運動と反貧困運動とは具体的な接点を運動体としてもつことはない。

・2000 年以降は無差別殺人が増加。2000 年以降の反貧困運動（生きさせろ!）・暮らしの民主主義の運動と死刑廃止運動ははるかに呼応する。そうした見通しで本報告は 1970 年代以降の日本の死刑廃止運動を再構成。「社会」が剥奪されている現在の日本社会のなかで、それを取り返す思想と運動とは何か、政治過程とどう切り結ぶべきか。暗い時代のなかで社会＝自己を変革していくために死刑廃止運動の思想と経験に学ぶことは多い。

死刑判決数・執行数の推移

年次	一審死刑判決数	死刑確定者数	死刑執行数	
1955	34	14	32	
1956	24	24	11	
1957	35	27	39	獄死1
1958	25	21	7	
1959	28	12	30	獄死1
1960	12	33	39	
1961	29	24	6	
1962	12	13	26	
1963	12	17	12	
1964	12	9	0	
1965	16	7	4	獄死1
1966	14	13	4	
1967	7	14	23	獄死1
1968	15	11	0	
1969	9	10	18	個別恩赦1 獄死2
1970	9	14	26	個別恩赦1
1971	4	7	17	
1972	4	7	7	獄死1
1973	4	5	3	
1974	6	2	4	獄死1
1975	5	3	17	自殺2 個別恩赦1*
1976	4	1	12	
1977	9	3	4	自殺1
1978	6	4	3	
1979	7	4	1	
1980	9	7	1	
1981	2	3	1	
1982	11	1	1	
1983	5	1	1	再審無罪1(免田 栄)
1984	6	3	1	再審無罪2(谷口繁義、斉藤幸夫)
1985	9	2	3	
1986	5	0	2	
1987	6	8	2	獄死1
1988	10	11	2	
1989	2	5	1	獄死1 再審無罪1(赤堀政夫)
1990	2	6	0	
1991	3	5	0	
1992	1	5	0	
1993	4	7	7	
1994	8	3	2	
1995	11	3	6	
1996	1	3	6	
1997	3	4	4	
1998	7	7	6	
1999	8	4	5	自殺1
2000	14	6	3	
2001	10	5	2	
2002	18	3	2	
2003	13	2	1	病死2
2004	14	15	2	病死1
2005	13	11	1	
2006	13	20	4	
2007	14	23	9	病死1
2008	5	10	15	病死2

一審死刑判決数はヤフージオシティーズ、確定・執行数はアムネスティ資料による

死刑関連事件と運動

正木亮ら死刑廃止をめざす「刑罰と社会改良の会」発足
羽仁五郎、市川房枝ら死刑廃止法案提出

死刑囚松下今朝敏、死刑執行方法無効の行政訴訟
死刑囚孫斗八が獄中民事訴訟に勝訴
雅樹ちゃん誘拐殺人事件

吉展ちゃん事件('65年遺体発見)
狭山事件で無実の石川一雄に一審死刑判決

金塘老事件 横須賀線爆破事件 連続射殺事件
永山則夫逮捕
瀬戸内海汽船シージャック犯を大阪府警が射殺
大久保清事件
連合赤軍事件

ピアノ殺人事件(被告は控訴取下げ確定、未だ執行なし)
* 同事件で死刑が確定した2名のうち、実行犯である1名が
再審請求を取り下げて恩赦減刑され、無実ゆえに再審請求を
続けた1名が同日に死刑執行された。

「叫びたし寒満月の割れるほど」

「死刑廃止の会」発足

日本死刑囚会議「麦の会」発足

永山則夫裁判控訴審に無期減刑判決

検察上告。上告審の結果を待って、最高裁は2年間死刑事件
審理を停止、83年上告審で原審破棄差し戻し

死刑上告審3件が弁論延期、年内確定者「0」

第1回死刑廃止全国合宿

少女連続誘拐殺人事件

「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」発足

3年4ヶ月の死刑執行停止、破られる

オウム真理教サリン事件

「酒鬼薔薇」事件、14歳の少年が逮捕

池袋、下関駅で通り魔殺人事件

池田小学校事件 児童8人を殺害、15人に重傷

長崎で12歳の少年が幼児を殺害

「刑事収容施設法」施行、「監獄法」97年ぶりに改訂
光市母子殺害事件裁判、被告弁護士への報道バッシング
土浦(8人殺害)秋葉原(7人殺害)で無差別殺傷事件

制度と社会に殺された永山則夫氏

大谷恭子
Osami Kyoko

私が永山則夫の事件を引き受けたのは、一九七九年七月、一番死刑判決後の控訴審からであった。当時永山君の法廷は「荒れる法廷」の代名詞であり、永山君は裁判長を罵倒し、難くも退廷させられ、弁護人との信頼関係も壊れ、弁護人の辞任、解任が繰り返されてきた。四人を殺した連続殺人者、予想される判決は極刑であり、しかも法廷で荒れている一要素に誰も引き受け手のない事件だった。私もこんな難しい事件を引き受ける自信はなく、しかし、誰もやらない訳にはいかないだろうと、既に受任の意思を固めていた同僚に頼まれて東京拘留所に行くと、彼は接見室で、初対面の私に、そこで土下座しろと迫った。犯罪の原因は無知と貧困―エリートである弁護士は、犯罪を生み出す側に存在していることを自覚し

ろということだったのか、勿論そんなことで土下座できるわけではない。大声で言い合いをして、これで弁護人を引き受けないで済むなと思った頃、意外にも彼はいいよ、いつか、してもいいという気になったらしくれよとひいた。その時の印象が忘れられない。激しく論理的に攻めたてていたかと思うと、フツと淋し気に優しく、思い切り素直になる。彼はその後一貫して、激しくかつ優しくかった。私たち控訴審弁護団は何か彼の死刑を回避したかった。当時少年であったこと、生育歴に幾多の情状として斟酌しなければならぬことがあったこと、「無知の涙」の印税を被害者に送り続け、被害者に対し、慰謝を尽くそうとしていること、これだけの事情があるのだから、それを控訴審の軸にすえようと決めた。

しかし、問題は、永山君自身の法廷の態度だった。いくら慰謝を尽くしていても、裁判所で反抗的態度をとると、裁判官は決して反省しているかと認めてくれない。その攻撃の理由が事件に対する深い反省を根拠としていても、罪を素直に受け入れられる態度を見せ続けなければ、やはり裁判官は減刑してはくれない。しかし、永山君は死刑を覚悟の上で自らの責任と追及の手をゆるめない。

そんなとき、現れたのが和美さんだった。私たちは和美さんとともに永山君に「生きよう」と説得した。彼の論理も主張もわかる。だけど、生きていてほしい。そのために今何をすべきかを考えよう。永山君は家族の愛の薄い子だった。五才の時に極寒の網走に母に捨てられ、そ

れが今でいうトラウマになっていた。彼がどんなにか自分を無条件で愛してくる人を求めているか、それは接見室での私との会話でも充分すぎる程だった。彼は当時子どもを産んだばかりの私から出産のとき、母の気持ちの熱心に執拗に聞きかたがった。会うたびに必ず聞いた「子どもは可愛いか」。

永山君は妻という伴侶を得てやっと家族の愛を知り、和美さんは永山君の手足となって遺族に慰謝し、音信が絶えていた永山君のお母さんを見舞った。

裁判官はやつと法廷で永山君の素直な言葉や聞けるようになった。今までの激しい言葉に隠されていた永山君の真情がやつと法廷に出された。

裁判官はこれを理解し、彼の反省が本物であり、しかも犯罪時十九才で少年法上十八才未満のものには死刑は課せないが、彼の生育歴からみると、精神的に未成熟な点があったこと等を考慮すると、少年法の理念、死刑は慎重でなければならぬことを併せて考え、死刑としないと判決した。永山君の顔を見、声を聞き、その審理中の全態度を見続けた裁判官が永山君を無期に減刑したのだ。

ところが、前代未聞のことに、検察官は四人まで殺して無期は正義に反すると上告し、最高裁はこれをやうけて、無期が不当と高裁に審理のやり直しを命じてしまった。最高裁五人の裁判官は永山君の顔を見たこともないまま、結局死刑にするべしとの結論を出したのだ。ここにあるのは、一人の人間がどうして犯罪を犯し、それをどのように償ったのかという個別の事情は全て捨てられ、ただただ被害者の数による応報、社会的制裁である。しかも、四人殺した人を無期にしたら死刑制度の存続が危うくなるという危機感からの死刑の選択である。

永山君は死刑制度を維持・存続するために、再び死刑にさせられたのである。死刑確定が一九九〇年四月、それでもすぐに処刑されない。限られているとはいえ、まだ時間は残されている、と誰しもが思っていた。

そこに、本年八月一日の突然の執行である。誰も予想せず、危機感も持っていなかった。一般に死刑が確定した順に処刑があり、その順に従えば、彼の番はまだまだだった。なぜ、その順番をこえて、この時期処刑されたのか。

神戸の少年事件以降、凶悪少年事件に対する少年法の甘さが指摘され、少年事件に対する厳罰主義が台頭している。私はこれとの関係を疑わざるを得ない。少年事件だつて死刑にできるんだぞ、そんな法務大臣(省)の断固たる意思がすけて見える。永山君は、今度は犯行時少年であるが、故に処刑されたのだと思わざるを得ない。結局永山君は、死刑制度を存続するために、無期でもよかったのに死刑を選択された、まだ処刑されなくてもよかったのに、少年事件であるが故に処刑が早まった。徹頭徹尾、制度と社会に殺されたのだ。

これは余りに不合理だと思つるのは、永山君を知り、その肉声と笑い声を感じている者だからなのだろうか。勿論これを否定しない。しかし、一人の人間の生き死にを制度と社会の都合で決定することへの怒りは、永山君を知る者だけでなく、普遍的なものだと思つし、あつてもらいたい。

(弁護士)

水初出は一九九八年

『文芸別冊増補新版 永山則夫』(河出書房新社、二〇三年)

死刑廃止全国合宿第1回～第13回の軌跡(1988年～2001年)

	開催地	全体テーマ	参加者	開催日時	プログラム
第1回	大山(神奈川)		43名	1988年8月20日～22日	全国救援活動者交流会の一分科会として
第2回	神戸		62名	1989年9月23～24日	(1日目)非暴カトレーニング(相互紹介、ロールプレイ)Ⅱ.分科会①個別救援の課題、②停止会議・署名全国ネットワーク、③死刑廃止の訴え・被害者の問題、Ⅲ.「劇団バタンコ」ビデオ鑑賞、交流会(2日目)Ⅳ.全体討論
第3回	名古屋		90名	1990年9月23～24日	(1日目)Ⅰ.プロローグ 菊池さよ子「死刑廃止運動の現状と課題」、日方ヒロコ「死刑廃止・もう一つの選択(殺したくない)殺されたくない——ニカラグア民衆に思いを寄せつつ」Ⅱ.分科会①個別救援の課題、②死刑制度はなぜいけないのか、③「被害者感情」を巡って、④各地の運動、ネットワーク、フォーラムⅢ.分散会(2日目)Ⅳ.全体会 安田好弘「提起 フォーラム'90とその後」、手島史夫「土曜協議会にむけて」*その後、名古屋拘置所にデモ
第4回	姫路	プロからアマへ	113名	1991年9月15～16日	(1日目)Ⅰ.全体会 各地からの声、問題提起①玉光順三Ⅱ.分散会(分科会)Ⅲ.全体会 問題提起②向井武子Ⅲ.分散会(2日目)Ⅳ.全体会 問題提起③梶原敬一
第5回	高松	私にとっての死刑廃止	92名	1992年9月12～13日	(1日目)Ⅰ.全体会 各地からの報告、安田好弘「経過報告」Ⅱ.分科会①被害者(遺族)とともに歩む死刑廃止制度を模索する。②私の死刑廃止論。③私たちはどんな世界で生きたいのだろう。④女にとっての死刑廃止初心者コース(?),⑤冤罪の構造(2日目)Ⅲ.全体討論
第6回	広島	死刑のある社会VS死刑のない社会	50名	1993年9月11～12日	(1日目)Ⅰ.全体会 講演:①安田好弘「3月26日死刑執行の背景、意味するもの、今後運動をどう展開するか」、岩井信「アジア・フォーラムの報告」Ⅱ.分科会①個別救援体制の確立に向けて、②私にとっての死刑廃止論、③死刑廃止にとってマスコミとは世論とは、④女にとっての死刑廃止、⑤被害者遺族との連帯(2日目)Ⅲ.全体討論
第7回	金沢			1994年9月17日～18日	(1日目)Ⅰ.全体会 報告①安田好弘「死刑をめぐる一年間の動き」、②栗本喬(参議院議員)、③岩井信「死刑をめぐる世界の動きから」Ⅱ.分科会①遺族ケアの問題、②議会を巡る諸問題、③弁護士と死刑廃止、④宗教と死刑廃止、⑤女にとっての死刑廃止、⑥やさしい死刑廃止、⑦個別支援の問題(2日目)Ⅲ.全体討論
第8回	新潟	わたしにとっての死刑廃止		1995年8月26～27日	(1日目)Ⅰ.全体会 発言:愈漢子「わたしにとっての死刑廃止——死刑廃止の原点を考えるために」、坂本敏夫「死刑執行の現場から」報告:①梶原敬一「わたし」の「わたし」の死刑廃止、②菊池さよ子「ネットワーク」、③手島史夫「被害者とともに歩む」、④武田和夫「個別支援にどうかかわるか」、⑤安田好弘「テロ犯罪と死刑廃止」(2日目)Ⅱ.全体討論
第9回	箱根	原点に立ってもう一度、死刑制度を問う	80名	1996年9月15～16日	(1日目)Ⅰ.全体会 発題:愈漢子「原点に立ってもう一度死刑制度を問う」問題提起:①向井武子「死刑廃止——わたしの原点」、②金田恒孝「「犯罪」との出会い」、③坂本敏夫「運動への提言」、④M・H「被害者にとっての死刑廃止」、⑤笹原恵「ネットワークを問う」Ⅱ.分散会(2日目)Ⅲ.全体討論
第10回	姫路	願いを持って出会い続けよう	70名	1997年9月20～21日	(1日目)Ⅰ.全体会 発題:梶原敬一「持続するところぞし」、問題提起:①安田好弘「今、問われていること」、②M・H「私にできる死刑廃止運動」、③武田和夫「持続性の根拠」Ⅱ.分散会(2日目)Ⅲ.全体討論
第11回	京都	死刑廃止——その深さと広さ		1998年9月12日～13日	(1日目)Ⅰ.全体会 菊池さよ子「死刑廃止この1年～今の状況をどう捉えるか」武田和夫「合宿この10年と今後の課題」Ⅱ.分科会①個別支援、②被害者問題、③獄中処遇、④若葉マークの死刑廃止運動(2日目)Ⅲ全体会 各地からの報告 講演:三木善彦(大阪被害者相談室顧問・大阪大教授)「被害者のこころは癒えていない」山際永三(再審交流会)「死刑再審に問われるもの」
第12回	松山	参加者の意思と熱意が作る死刑廃止合宿!		1999年8月21～23日	車座大議論
第13回	高松			2001年2月11～12日	

「心算通り」してあるのか。オレたちはどうして生じるか。表面に先生は考えたこと、あるのだからか。オレたち「悪人」を「悪人」とし、罰罪させて来たのか。今までは普通した「犯罪」者の生きる道でした。しかし、それで問題の原因は除去されたではありません。先生もそれで解決すると思っていますならば、それでいいです。オレたちは生まれて、育ってきたそのときからこの美しい市民社会には縁もゆかりもなかったのだと、カントの物自体の自然的営為を繰返していただくだけです。

無罪を勝ちとるために、ルン・プロを磨滅させ、死刑へと追いやってたその「無罪」とは一体何なのであるのか。これと似たものに辺境社の深見勝氏の場合があります。彼のところから私は二冊の本を出して貰った。その印税はまだ支払われず、現在わかっているだけで八十万円の未払い分があります。わたしはすべてわたしの言葉とおり被害者遺族に送金しなくてはならないものとはばかり思って、送付の確認はしていません。彼がルン・プロに対する市民であることを忘れていたわけです。そこで去年（昭和四八年）の八月頃、法廷で馬渡特別弁護人が「辺境社はいくら送金したか教えてください」と言いました。それから調べて今年の春に約百五〇万円、角文庫の印税の貸借も含むの「借証」を再事照で

一九七四年十一月十五日 永山則夫記す。

後藤昌次郎先生様

この返事は、十二月二十九日午後三時現在、来ておりません。これはひとり後藤先生へのみ宛てたものではありませぬ。小野先生が気がついたところありましたなら、御指導をお願いいたします。それではお元気です！

敬具

一九七四年十二月二十九日午後三時過ぎ。永山記す。

◎これからはすべて公開の手紙となりますのでよろし
この後、深見氏の件に関しては、小野弁護士から報告があると思いますが、今のところ進捗が全くなく困つてあります。

後述の手紙は、この後、木村弁護士を信じられなくて、小野氏へ送付したものです。

これは本意が伝えられぬまま「朝日新聞」から一部報道されております。また、この手紙中にある「新左翼」紙（第二〇〇号）も、最初の部分を載せず、流布してしまいました。
△前略。その後お元気のことと思います。

あります。これなどはまさに個人責任では済みません。彼がそのようになったのは木村弁護士からの公判費の捻出にあつたのです。彼はこれをいい機会とし、わたしの言葉をないがしろにし、ほとんど被害者遺族へは送付しなかつた。昭和四九年十一月十五日現在、領収書が満居にあるのは京都へ今年春に五万円送金したそれだけです。それで、なぜ送らぬのかと訊く、
「被告人には印税を渡せないという法律がある」
「山差別事件を書いた本の出版に追われて云々」
「このようにオレたちはルン・プロを抑圧し、「無罪」を勝ちとつてもその「無罪」にどのような意味があるのか。人は誰にも行為に対する責任をとらなければなりません。死刑という法律が私を凶悪にした。死刑さえなかつたらいいと思ふ。日本国民は死刑という法でその市民生活が守られているのだからしかし、それから生じる一切の責任はこの日本国との間に社会契約が成立するその国民が負わなければなりません。ただそれだけです。」

乱筆乱文でお目を疲れさせたいと思いますが悪しからず
お願ひします。

それではこの辺で。間違っていたら反論をお願い致します。（寒くなつてまいりました。お身体を大切に。お元気です。）

一月二十四日、木村社弁護士の要請により、六枚のペーパーを記しました。彼に出せりかと考えましたが、小野氏に出すことにしました。あなたから彼らに訴えてくださるようお願いいたします。

草々

一九七五年一月二十四日夜 永山則夫記す。

◎このアピールを「新左翼」社へもコピーして送つて下さい。

小野誠之様

死刑廃止のための
全弁護士選任を訴える！

連続射殺魔 永山則夫

この訴えに及んだ経過。昭和四九年一月二日の主任弁護士。後藤昌次郎氏の理由にならぬ理由のための辞任にともない、これを契機に一旦一人の特別弁護人を残し（この人は、馬渡氏であるが、昭和四九年以降仙台へ行ってさきり会っておりません。）、弁護団を解任

致しました。わたし、連続射殺魔、永山則夫の罠りに
る并殺団をはじめとする市民が、目の前で国家公務員
(殺事)が、わが余罪、前同事件その他(毎日新聞昭和
四八年五月五日号参照)に関連して刑法第三百三条及び六
三条に違反してゐるのを看過してゐるのに耐えられなか
らざることにも及びます。

資本制社会の下層民が犯罪を犯すと、重く罰し、国家
権力側の人物の犯罪には、責任追及の態度を甘くするこ
う市民社会の不合理を訴えるため、この際「命を懸け
てこの文の訴えを記す次第です。

全弁護士へ次のことを訴えます。

①死刑制度に反対する全弁護士に、連続射殺魔、永
山則夫の弁護士に選任されんことを訴えます。死刑に反
対するその一点だけで結構なのです。弁護士は全員に支
払うことは出来ませんが、人間としての良心(類意識)に
仲間意識を訴へ心から選任されんことをお願い致します。

②現今の犯罪に対する国家賠償を求める運動が、もし
死刑廃止運動と同時に訴えられぬならば、それは新型
フアンシズムだと考へることを若く述べます。

今回の連続射殺魔、事件までの過程には、一人十九
歳の少年永山則夫だけでは負いきれない責任問題があり

えて下さい。その一人が、連続射殺魔、永山則夫で
ある現実を！

このように、連綿と続いて、犯罪者だけを責め国家賠償
を求める運動は、犯罪者を責める市民的偏見を繕いつける
ナチズムのなかります。これらは、犯罪者に対する
「断種」や「絶滅」を呼び起こさずにはおかないでし
よう。これはまた、典型的な優劣劣敗、弱肉強食主義で
す。人間ならばを「人」より「は」ました」とすること
の「あれ」を正しく治していくのが本任ではないでし
ようか。

一方、犯罪者その己が犯罪行為を不当に反省するよ
うになる場合の心理条件は、被害者同様に仲間を殺してしま
つたという後悔からしか生じ得ません。殺したから死刑
で殺すというのは、仲間を殺すのは見做さないわけ
で、それはやられたからやり返した犯罪者と同じ競争をする
心情であります。従つてやるか！歌られるかの生々闘争
しかならぬことになり、ここには責任問題も倫理問題もあ
りません。仲間を殺してしまつたという反省だけが、更なる
た、仲間から殺んでしまつたという後悔だけが、更なる
仲間殺しを始めとする犯罪を防止する唯一の心情である
と思ひます。もし現今の犯罪に対する国家賠償を求め
る運動に、このよゝを純潔にも、下層の拘囚されつつけ
て来た同じ人間だという仲間意識がなければ、それは更

ます。わたしに對つたところの、文部省、法務省、
生省、労働省の國家、地方公務員、労働者、
仕する態度で接する指導を國家行政府に執つてきてい
たなら、わたしは別に道に生きた可能性が大いにある
と考へます。めぐんでやる。やつてやらのな態度をも
少し改めたならば、非行少年は減少すると考へます。
さな花も、煙草を焼き尽くす火に成ります。國民がこ
れらの大事件につたがる諸要因を糊上げにし、犯罪者の
みにその責任とするものを負わせるのは、片手落ちと考
るばかりでなく、更なる犯罪者に対する偏見を強引に推
し進め、その偏見が犯罪を再生産することになると考
へます。

何人かになんらかの責任を問う場合、それを問えるだ
けの家庭での、学校での倫理的教育をしたかが重要な問
題になります。弁護士諸氏は熱心して頂きたい。一學
級中たといえば四五人中、優等生五人、劣等生二〇人、
劣等生五人、とする。この内やがて、この最劣等生中一
人が大犯罪を犯したとする。他の優等生中の一人が弁護
士になつてふんぞりかえて弁護士してゐる現実社会の運
動を！このような教育に何らかの責任はないのだからか
?!あなたがあたが弁護士に成るまでの過程にどれほどのエ
ゴイズムを育て、類意識(仲間意識)を殺して来、その
結果、どれほど多くの劣等生をつくつてきたかをよゝ考

更なるフアンシズムを呼び起こさずにはおかないでありま
しう。

③さて、死刑が廃止されたなら、連続射殺魔は世の
中に生きることになります。何のために生きればなら
ぬのか？それは次の三つのためです。

①下層の仲間たちを教育し、仲間を殺す如き犯罪者を出
さないため、

②それをやがて全人類的なものに過渡させ、殺人がない
社会を建設するため(勿論一代で完成するとは考へて
おりません)

③それが、連続射殺魔、永山則夫の被害者をはじめとす
る被害の方々が、本当に反省する道としたため、と考
へるからです。

以上が全弁護士選任を訴える主旨です。

真実の仲間意識とは何か―一考を乞う！

一九七五年一月二四日

永山則夫記

わたしが弁護士選任を解任した理由がもう一つある。さやこ
れが本当の理由であるのだが。

わたしは愛河愛羅、薄儀の『わが半生』を読ませたのは、
後藤昌次郎弁護士であった。

※先ほどこの地下の面会室で、ここにおられる木村弁